

第5章 その他参考事項

1 特許の表示について

昭和39年10月30日 薬監第309号
厚生省薬務局監視課長通知

従来、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具、それらの容器若しくは被包又はこれらに添附する文書等に、「特許」等の文字を記載することは、当該製品の製造方法、効能効果等について誤解を招くおそれがあるので、薬事法第54条の規定に触れるものとして指導及び取締りを行ってきたが、「医薬品等適正広告基準」の改訂に伴い、今後この種の取扱いについては、次のように特許に係る旨及びその内容を正確に記載する場合は差し支えないものと認めるので、その指導及び取締りに際して充分の配慮をお願いする。

記

「方法特許」又は「製法特許」の文字及び特許番号並びに特許発明にかかる事例を併記して正確に表現する場合。

2 指圧代用器等の取扱いについて

昭和45年12月15日 薬発第1136号
厚生省薬務局長通知

薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第4項に規定する医療用具については、昭和36年7月8日薬発第281号薬務局長通知「医療用具の取扱いについて」に基づき取扱われているが、今般医療用具のうち指圧代用器等次に定めるものについては、下記により取扱うこととしたので遺憾のないよう配慮されたい。

なお、この取扱いに伴い、従来承認を受けていたものについては、品目の廃止届け又は承認事項の一部変更承認申請等所要の措置をとるよう貴管下の製造業者等を指導されたい。

おって、最近低周波治療器、超短波治療器及び電位治療器（静電治療器）等について虚偽、誇大または誤解を招く恐れのある広告、宣伝が多く見られるので、その取締りを強化するとともに、これらの器具については事故の発生を防止するため、特に前記薬務局長通知別紙1器具器械の項第78号家庭用電気治療器に規定する「主として医師の指導によって指導する」旨を厳守するよう製造業者ならびに販売業者の指導方につきご配慮を煩わしい。

- 1 単に突起物やてこ等を応用し背筋等にあてて指圧する器具類（電動式のもの除く。）
- 2 赤外線を利用したこたつ
- 3 膣洗浄器

記

1 単に突起物やてこ等を応用し背筋等にあてて指圧する器具類（電動式のもの除く。）は、次に掲げる範囲の効能、効果のみを標ぼうする場合に限り医療用具に該当しないものとして取扱うこととする。したがって、今後これらの器具類については、薬事法の規定に基づく製造の承認、許可等を必要としないものであること。ただし、次に掲げる範囲以外の効能、効果を標ぼうした場合は無承認、無許可の医療用具に該当するのでこの点十分留意され製造業者等に周知徹底されたいこと。

(1) あんま、指圧の代用（読みかえはしない。）

(2) 健康によい

(3) 血行をよくする

(4) 筋肉の疲れをとる

(5) 筋肉のこりをほぐす

2 以下は省略

3 医療用具の効能の範囲について

〔 昭和47年2月2日 薬監第28号
厚生省薬務局監視課長通知 〕

標記について、別添Ⅰのとおり愛知県衛生部長より照会があり、これに対し別添Ⅱのとおり回答したので参考までに通知する。

(別添Ⅰ)

〔 昭和47年1月18日 47薬号外
愛知県衛生部長照会 厚生省薬務局監視課長宛 〕

このことについて、薬事行政上必要が生じたので「バイブレーター（あんま代用器）」、「指圧代用器」、「温灸器」および「温熱効果」としての製造の承認を受けている医療用具の効能の範囲はおおむね下記の範囲と思科されますが念のため貴見をご教示ください。

記

1. 「バイブレーター（あんま代用器）」および「指圧代用器」について

(1) 疲労回復。

(2) 血行をよくする。

(3) 筋肉の疲れをとる。

(4) 筋肉のこりをほぐす。

(5) 神経痛、筋肉痛の痛みの緩解。

2. 「温灸器」および「温熱効果」について

- (1) 疲労回復。
- (2) 血行をよくする。
- (3) 筋肉の疲れをとる。
- (4) 筋肉のこりをほぐす。
- (5) 神経痛、筋肉痛の痛みの緩解。
- (6) 胃腸の働きを活発にする。

(別添Ⅱ)

〔 昭和47年2月2日 薬監第27号
厚生省薬務局監視課長回答 愛知県衛生部長宛 〕

昭和47年1月13日47薬号外をもって照会のあった標記については、貴見のとおりと解する。

4 化粧品における特定成分の特記表示について

〔 昭和60年9月26日 薬監第53号
厚生省薬務局監視課長通知 〕

標記については、以下のように取扱うこととする。

I 取扱い

1 特記表示が認められない事項

- (1) 「生薬エキス」、「薬草抽出物」、「薬用植物のエキス」のように名称に「薬」の字が含まれるもの
- (2) 「漢方成分抽出物」のように医薬品という印象を与えるもの

2 特記表示して差し支えない事例

「植物成分」、「植物抽出物」、「天然植物エキス」等

3 上記1及び2以外の事例

- (1) 配合目的を併記すれば表示して差し支えない。なお、配合目的は化粧品について効能効果の表現の範囲であって事実であること。
- (2) 写真、デザイン(英文等の表示を含む)については近くに「○○(△△として配合)」と記載する。

II 化粧品における特定成分の特記表示について (Q&A)

質 問 事 項	回 答
1 特定成分の特記表示とは何か。	商品に配合されている成分中、特に訴求したい成分のみを目立つよう表示する事である。
2 添付文書等関係ないか。	対象になる。
3 特記成分を特記した場合、どのような問題があるのか。	1) 化粧品でない(医薬品的)という印象を与える事がある。 2) 通常の化粧品より成分的に優れている(効果、安全性等の面で)との誤解を与える事がある。 3) 当該成分が主たる成分であるとの誤解を与える事がある。
4 指定成分の表示との関係は？	指定成分の表示とは無関係である。
5 配合成分の全てを表示する時は特記にあたらなくとも考えてよいか。	全ての成分を同等に表示する限り特記にあたらなくともよい。
6 回答1の「目立つよう表示する」とはどのような事か。	特定成分のみを、他の文字と離したり、色を変えたり、枠で囲んだり、ゴシックあるいは大きい文字にする等が含まれる。
7 文章中に成分名を記載する事は特記に当たらないか。	回答6に該当しない限り特記に当たらない。
8 生薬名であっても配合目的を併記し生薬等の文字を入れなければ差し支えないか。 (例) 天然植物苡苳仁エキス (保湿剤) アロエ・エキス (保湿剤)	差し支えない。
9 「アロエ・エキス(天然植物保湿剤)」 「天然植物保湿剤としてアロエエキス配合」のいずれも差し支えないか。	差し支えない。
10 ビタミン等であっても化粧品として配合目的が付記されていれば差し支えないか。 (例) ビタミンE (抗酸化剤)	化粧品についての効能効果の表現の範囲 (S. 55. 10通知、H. 12. 12. 28改正) であって事実であれば、差し支えない。例の「抗酸化剤」は「製品の抗酸化剤」と改めれば差し支えない。

質 問 事 項	回 答
11 化粧品としての配合目的であり、医薬品的薬理効果を暗示しないものとして、保湿剤、着色料、着香料、洗浄剤の他、皮膚保護剤、お肌の保護成分、紫外線防止剤、収斂剤、補油成分、天然保湿剤、地肌、頭髮をしっとりさせる成分・等の表示であっても差し支えないか。	化粧品についての効能効果の範囲(S.55.10通知、H12.12.28改正)であって事実であれば差し支えない。
12 次のような例示ならば差し支えないと考えてよいか。 1) 天然保湿成分植物抽出物液 (アロエエキス、シラカバエキス) 配合 2) 天然植物保湿成分 (カミツレエキス、トウキンセンカエキス、ローズマリーエキス、ボダイジュエキス) 配合	差し支えない。
13 配合目的を併記せずに高級アルコール系シャンプー、プロテインシャンプー、アミノ酸系シャンプーと表示してもよいか。	差し支えない。
14 回答10例中例えば「日やけを防ぐ」「皮膚を保護する」「乾燥を防ぐ」「肌荒れを防ぐ」「皮膚にうるおいを与える」「毛髪の帯電を防止する」等をそれぞれ「紫外線吸収剤(防止剤)」「皮膚保護剤」「肌荒れ防止剤」「保湿剤」「帯電防止剤」のように記載してよいか。	差し支えない。
15 配合目的を必ずしも記載する必要のない「取扱い」の2に該当するものとは何か。	個別成分でなく総括的成分の場合であり「植物成分」「植物抽出液」「海藻エキス」「動物成分」「ハーブエキス」などである。
16 配合目的の記載方法は？	成分名の前又は後などに記載し成分と配合目的の対応がなされていること。
17 「エモリエント成分とし〇〇配合」あるいは「トリートメント成分として〇〇配合」はよいか。	差し支えない。

質 問 事 項	回 答
<p>18 ビタミン等の表示について</p> <p>ビタミン等を次のように表現することは差し支えないと考えてよいか。</p> <p>① ビタミンA、Dが肌あれを防ぎます。</p> <p>② 肌あれを防ぐ成分ビタミンA、Dを配合</p> <p>③ 乾燥した空気から肌を守り、肌あれを防ぎます。(ビタミンA、D配合)</p> <p>④ ビタミンA、D(肌あれを防ぐ成分)を配合し、うるおいのあるしっとりした肌を保ちます。</p> <p>⑤ ビタミンC(製品の酸化防止剤)配合のクリームです。</p> <p>⑥ グリチルリチン酸モノアンモニウム(消炎剤)配合クリームです。</p>	<p>①～④不可である。</p> <p>⑤差し支えない。</p> <p>⑥不可である。</p>
<p>19 エキス類の表示について</p> <p>エキス類の表示に関して次のような表現であれば差し支えないと考えてよいか。</p> <p>① アロエエキスが肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。</p> <p>② うるおい成分アロエエキスを配合。</p> <p>③ 肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。(アロエエキス配合)</p> <p>④ アロエエキス(保湿剤)が肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。</p> <p>⑤ 肌にうるおいを与えるアロエエキスを配合しました。</p> <p>⑥ うるおいのアロエエキス、キュウリエキス、ヘチマエキスが肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。</p> <p>⑦ アロエエキスを配合した化粧水です。</p>	<p>①～⑥差し支えない。</p> <p>⑦不可である。</p>
<p>20 コラーゲン、アミノ酸、ヒアルロン酸、プロテイン、グリセリン等の保湿剤について消費者によく知られているコラーゲン、アミノ酸等の保湿剤について次のような表現であれば差し支えないと考えてよいか。</p> <p>① 肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。(コラーゲン、アミノ酸配合)</p> <p>② コラーゲン、アミノ酸が肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。</p>	<p>①～⑤差し支えない。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>③ ヒアルロン酸、プロテイン（保湿剤）が肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。</p> <p>④ 肌にうるおいを与えるプロテイン、グリセリンを配合しました。</p> <p>⑤ 冬の冷たい空気や冷房などの乾燥した環境から肌を守ってください。</p> <p>アミノ酸、ヒアルロン酸を配合した○△クリームが肌にうるおいを与え、すこやかな肌を保ちます。</p>	
<p>21 ホホバ油、ミツロウ、ラノリン等のクリーム乳液等に基剤として配合されている成分及びメーキャップ化粧品に配合されている粉末類について</p> <p>クリーム・乳液等に基剤として配合されている油分、ロウ類等の成分及びメーキャップ化粧品に配合されている微粒子タルク、シルクパウダー等の成分に関して次のような表現であれば差し支えないと考えてよいか。</p> <p>① 肌にうるおいを与え、乾燥を防ぎます。 (ホホバ油配合)</p> <p>② ホホバ油、ラノリンが肌にうるおいを与え乾燥を防ぎます。</p> <p>③ 肌にうるおいを与えるホホバ油、ラノリンを配合しました。</p> <p>④ 微粒子タルクが日ざしをさえぎり、日やけによるシミ・ソバカスを防ぎます。</p> <p>⑤ シルクパウダー配合により、のびのよい軽い感触が楽しめます。</p> <p>⑥ ホホバ油配合のクリームです。</p>	<p>①～⑤差し支えない。</p> <p>⑥ 不可である。</p>
<p>22 化粧品に添付する説明書の内容として、下記原案に配合成分の表示を行った場合、事例1～4の内容の表現であれば差し支えないと考えてよいか。</p> <p>「原案」（配合成分の表示がないもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静電気を抑え、スムーズにブラッシングができ、枝毛や切毛を防ぐ、いたんだ髪用のトリートメントです。 ・ 髪をしっとり、しなやかにし、適度な水分と油分を補います。 ・ 髪をしっとり、しなやかにし、適度な水分と 	

質 問 事 項	回 答
<p>油分を補います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 髪の毛の根元から毛先まで、つやのあるヘアスタイルを作ります。 ・ フケ・カユミを抑え、すこやかな髪を保ちます。 <p>「事例1」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静電気を抑え、スムーズにブラッシングができ、枝毛や切毛を防ぐ、いたんだ髪用のトリートメントです。 ・ 髪をしっとりしなやかにし、適度な水分と油分を補います。 ・ 髪の毛の根元から毛先まで、つやのあるヘアスタイルを作ります。 ・ フケ、カユミを抑え、すこやかな髪を保ちます。(カチオン誘導体、レシチン、紅花油、カチオンポリマー、アロエエキス) <p>「事例2」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静電気を抑え、スムーズにブラッシングができ、枝毛や切毛を防ぐ、いたんだ髪用のトリートメントです。(カチオン誘導体、レシチン) ・ 髪をしっとり、しなやかにし、適度な水分と油分を補います。(紅花油、アロエエキス) ・ 髪の毛の根元から毛先まで、つやのあるヘアスタイルを作ります。(カチオンポリマー) <p>「事例3」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カチオン誘導体が静電気を抑えてスムーズなブラッシングができ、レシチンが髪を保護して枝毛や切毛を防ぐ、いたんだ髪用のトリートメントです。 ・ 髪をしっとり、しなやかに保ち、適度な水分と油分を補う紅花油、アロエエキスを配合しました。 ・ カチオンポリマーが髪の毛の根元から毛先まで、つやのあるヘアスタイルを作ります。 <p>「事例4」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静電気を抑え、スムーズにブラッシングができ、枝毛や切毛を防ぐ、いたんだ髪用のトリートメントです。 ・ 髪を根元から毛先まで、つやのあるヘアスタ 	<p>1 差し支えない。</p> <p>2 差し支えない。</p> <p>3 差し支えない。</p> <p>4 差し支えない。 ただし、ビタミンEが指定成分の場合には、指定成分の表示場所にトコフェロールと表示すること。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>イルを作ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フケ・カユミを抑え、すこやかな髪を保ちます。 <p>成分</p> <p>セタノール、パラベン、黄色4号、カチオン誘導体、レシチン、紅花油、アロエエキス、カチオンポリマー、ビタミンE</p>	
<p>23 医薬部外品の場合についても、化粧品に準じた表現であれば差し支えないと考えてよいか。</p>	<p>承認を受けた有効成分以外の成分の表示に関しては、化粧品に準じて差し支えない。</p>
<p>24 事例3に該当する成分の広告において使用目的を併記する方法として画面で成分名、ナレーションで使用目的を説明するということでもよいか。又その逆でもよいか。</p>	<p>画面に成分名が出ている際同時にナレーションで使用目的を説明する場合はよい。又その逆もよい。</p>
<p>25 I「取扱い」の1「特記表示が認められない事例」に該当する成分について特記しなければ表示してよいか。</p>	<p>特記でない場合であっても表示は不可である。</p>
<p>26 広告でボディーコピー中に特定成分が記載された場合は、特記表示にあたるか。</p>	<p>広告中の表現はすべて特記表示となる。</p>
<p>27 「アロエ」は、配合目的を記載しなければならないとされているのに、「海藻」の場合、配合目的を記載しなくてもよいとされる理由は？</p>	<p>「海藻」の場合消費者に対し、回答3のような問題を引き起こすおそれがないと考えられるためである。</p>
<p>28 A7によれば文章中に成分名を記載する場合には、特定成分のみ他の文字と離したり、色を変えたり等しない限り特記表示にあたらないとしている一方、質問事項19の⑦「アロエを配合した化粧水です」や質問事項21の⑥「ホホバ油配合のクリームです」が特記表示とされる理由は？</p>	<p>回答7でいう文章とは、表面全体からみて、かなりのスペースを有しその中であって特定成分の表示が相対的に目立たないものをいい、単に文章の形をとっていることが、特記表示とならない条件ではない。</p>
<p>29 画面で配合目的と成分を併記する場合はナレーションで配合目的を述べる必要はないか。</p>	<p>成分と同等に目立つ程度に配合目的が併記されている場合には、ナレーションで配合目的を述べる必要はない。(24の回答参照)</p>
<p>30 ビタミンCを皮膚保護剤と表現してよいか。</p>	<p>認められない。医薬部外品の有効成分として認められている成分については、薬理作用を暗示するような配合目的を記載することは認められない。</p>
<p>31 部外品の場合、質問事項18の①～④のような表現をしてもよいか。</p>	<p>ビタミンA、Dが有効成分であって事実であればよい。</p>

質 問 事 項	回 答
32 回答11には「化粧品についての効能効果の表現範囲(S. 55. 10通知、H12. 12. 28改正)であって事実であれば差し支えない」と記載されているが、事実とはどういう意味か。又、事実か否かを証明する資料として社内データでもよいか。	事実とは、当該効能効果が客観的に説明出来るということである。又、説明資料としては、社内データであってもよいが客観性のあるものであることが必要。
33 粧原基の解説書の記載の範囲であれば、事実と解してよいか。	解説書は、各成分の作用等の記載にあたり、化粧品用の用途のみに限定していないこと及び配合量又は他の配合成分により効果の有無も異なると思われるので解説書の記載をそのまま引用することは適当ではない。
34 「ビタミンE」という表示は、文中なら配合目的を書かないでよいか。	広告中以外であって特記に当たらなければよい。
35 化粧品油類として許可を受けているオリーブ油、椿油、スクワランが100%、60%といった製品の場合も配合目的を書かなければならないか。	類別名称「化粧用油類」の表示がある等目的性に誤認がない限り差し支えない。
36 一方に生薬名（例、ヨクイニン）及びその効能効果を記載し、これと実線等で区分し、例えば、その下に該当生薬を含む化粧品について当該生薬の植物名（例の場合、ハトムギ）を記載した広告を行う場合、何か問題があるか。	全体として一つの広告とみる。したがって、例えば、生薬の説明において化粧品の効能の範囲を逸脱した効能を書けば不可となる。
37 英文表示は特記表示に当たるか。	英文と邦文を区別して取扱うものではない。なお、I「取扱い」3「上記1及び2以外の事例」の(2)を参照されたい。
38 「バイオ成分」という表現を広告物中で用いた場合、配合目的を書かなくてはならないか。	配合目的を記載する必要がある。また、バイオ成分の内容も記載すること。

5 しわ取り効果等を標ぼうする化粧品の広告等の注意点（チェックポイント）

（厚生省 62.11.25）

第1 はじめに

化粧品の広告等において、しわ取り効果、素肌の若返り効果、顔痩せ効果等を標ぼうしたものが多く見受けられる。

化粧品の効能の範囲については、昭和36年2月8日薬発第44号薬務局長通知により、おおむね同通知の別表第1（昭和55年10月9日薬発第1341号薬務局長通知により改正）のとおりとされているが、化粧品を使用することにより「しわを解消する」等の表現は、この範囲を逸脱するものであり、これを表示し、広告することは認められない。

また、同通知別表第1に掲げる効能以外に「小じわを目立たなくみせる」、「みずみずしい肌にみせる」等のメーキャップ効果及び「清涼感を与える」等の使用感を表示し、広告することは事実と反しない限り認められるが、この場合であっても、それが確実である保証をするような表現は認められない。

このような観点から、しわ等に関する標ぼうを行う化粧品の広告等については、次の各点についてチェックを行うほか、医薬品等適正広告基準に基づいてチェックを行う必要がある。

第2 チェックポイント

1. 化粧品の効能として範囲を逸脱しないものであること

化粧品の効能として表示し、広告することができる事実は、おおむね上記通知別表第Iに掲げる化粧品の類別ごとに対応する効能とし、かつ当該化粧品について該当する効能の範囲である。

(1) しわに対する効果について

化粧品を使用することにより、次のような効能効果がある旨標ぼうすることは、化粧品の効能の範囲を逸脱するので認められない。

- ア しわを解消する効果
- イ しわを予防する効果
- ウ その他

認められない標ぼうの例示は次のとおりである。

ア しわを解消する効果

認められない効能効果の例	類別
・小ジワの原因根本解消。悩みのシワをコラーゲンで撃退！	パック類
・1ミクロンのフィルム状コラーゲンがじわじわ浸透し、お肌にハリを与えシワを伸ばします。	パック類
・30分後にはあなたのお肌からシワが消えてしまうのです。	パック類
・〇〇〇はコラーゲン100%のフィルム状のパック法でコラーゲンだけを集中的に浸透させシワの解消をはかる画期的美容法です。	パック類
・小ジワ、たるみがきれいに解消されてスベスベの素肌が……	クリーム類
・他のシワ取りクリームなどとは比較にならない素晴らしい効果が期待できます。	クリーム類
・小ジワ、タルミの悩みを解消、撃退！	パック類
・目尻の小ジワ、ヒタイのシワ、笑いジワ…すばらしい効果で、早くも話題に！	パック類
・肌につけるだけ。しっとりしたシワのない若々しい素肌が再びあなたのものに。シワの解消には1日1回。	パック類
・メイクではとてもカバーしきれない小ジワのシェイプアップが出来…	クリーム類
・ヒタイのシワ、目尻のシワ、笑いシワの気になる方に こんな悩みを即解消します。	パック類
・小ジワを消したいというあなたに	パック類

イ しわを予防する効果

認められない効能効果の例	類別
・〇〇〇は、目や腕の下のたるみ、目尻や唇のしわ、そのほか身体全体のしわやストレッチマークを防ぎ、お肌をなめらかにするのに大きな効果を発揮	クリーム類
・シワの予防に用いられる〇〇〇配合	クリーム類
・シワの予防に週2～3回の使用で十分です。	パック類
・小ジワを防いで、美しい素肌作りに	化粧水類
・常用することにより小ジワを予防する効果があります。	化粧水類

ウ その他

洗顔効果等の2次的、3次的効果により、シワが解消される等の標ぼう、及び「シワが気になる方」等の標ぼうで、上記ア、イを暗示することは認められない。

認められない効能効果の例	類別
・小ジワの悩みに答えが出た！小ジワの原因である皮膚表面の汚れ（汗、あぶら、ほこり、化粧品の残留物など）と、老化していらなくなった角質を除去する。とにかく、つけてのばすだけで、小ジワの原因である肌の汚れや角質が浮きでる。	洗顔料類
・小ジワでお悩みの方にピッタリ 大好評をうけています。	クリーム類
・カラスの足跡が気になりだした こんな方即実行を	クリーム類
・小ジワで悩んでいる多くの方がたに〇〇〇を試していただき、その良さをわかっていただきました。	クリーム類

(2) 素肌の若返り効果、老化防止効果について

化粧品を使用することより、次のような効果効果がある旨標ぼうすることは、化粧品の効果の範囲を逸脱するものであるので認められない。

ア 素肌の若返り効果

イ 素肌の老化防止効果

認められない標ぼうの例示は、それぞれ、次のとおりである。

ア 素肌の若返り効果

認められない効果効果の例	類別
・若返ります。あなたの素肌	パック類
・あきらめないで下さい。若さは再び戻ります！	パック類
・いま〇〇〇で大人気!!コラーゲンパック法であなたも10才は若返って下さい。	パック類
・あまりの若返りに驚きの声「〇〇〇のお陰で35才の私が20才の若さに逆戻りました。」	パック類
・夢の若返りクリーム	クリーム類
・若々しい素肌があなたのものに	クリーム類
・若々しい素肌がよみがえる。	パック類

イ 素肌の老化防止効果

認められない効果効果の例	類別
・お肌の若さを保つには〇〇〇が大切です。	クリーム類
・お肌の若さを保つには〇〇〇が重要な働きをはたしているわけです。	クリーム類
・〇〇〇の生成量は22～25才ごろから急速に低下、これを補ってやればお肌の老化を防げます。	クリーム類
・さあ、あなたも〇〇〇でお肌の老化防止をはかって下さい。	クリーム類
・小ジワはコラーゲンの減少によって起こってきます。〇〇〇はコラーゲンをたっぷり配合、その働きを助ける〇〇〇などを配合し、お肌の老化を和らげる、小ジワにやさしいクリームです。	クリーム類
・お肌の老化やトラブルで悩む女性に	洗顔料類

(3) 顔痩せ効果について

化粧品を使用することによる発汗効果、顔の筋肉の収縮効果、顔痩せ効果等は、化粧品の効果の範囲を逸脱するものであるので認められない。

認められない標ぼうの例示は、それぞれ、次のとおりである。

認められない効能効果の例	類別
・キッキソ～ お顔のぜい肉スッキリシェイプアップ	クリーム類
・もう気にさせません、お肉のつきすぎたホッペや二重アゴ	クリーム類
・お顔にぬって5分間待つだけ、キリリとひき締まった細おもての美人の誕生	クリーム類
・お肌のたるみを縦、横、斜めからグイグイ引き締め、シワを隠し、ハリのある若々しい素肌が…	クリーム類
・お顔がホッソリ！ 顔が小さくなりました。	クリーム類

2. メーキャップ効果について確実であるような保証をする表現又は事実と反する表現でないこと

化粧品を使用することによる「小ジワを目立たなく見せる」等のメーキャップ効果を表示し、広告することは、事実と反しない限り認められるが、それが確実である保証をするような表現、事実と反する表現は認められない。

認められない標ぼうの例示は、それぞれ、次のとおりである。

認められない効能効果の例	類別
・実感これ1本で小ジワが隠れる。	化粧水類
・〇〇〇社開発のシワ隠し化粧品 発売3ヶ月で1万本突破!!生産急増!	化粧水類
・かんたんなお手入れで自然にシワを隠します。	化粧水類
・2, 3分で全て小ジワが隠れる。	化粧水類
・〇〇〇社が世界の女性のシワの悩みを解消すべく、〇〇〇を開発し、各国の賞賛を浴びています。	化粧水類
・2, 3分後には、小ジワがつっぱって見事に隠されてしまいます。	化粧水類
・コロイド状の溶液が小ジワの溝を全て埋めつくして、小ジワをきれいにカバー	化粧水類
・「小ジワが隠れてお肌が生き返ったようです。」(体験談)	化粧水類
・お出かけ前の3分間、小ジワに抜群のカバーリング効果	化粧水類
・目もとにたった1滴。小ジワ、タルミをカバー!	化粧水類
・3分間でピン!と張りを取り戻し、6～8時間も効果が持続	化粧水類
・気になる小ジワを6～8時間隠す〇〇〇が発売され、大評判	化粧水類
・〇〇〇で小ジワOK!!	化粧水類
・「1滴つけると、ピリッとしてこれで小ジワがなくなったんだという実感が湧きました。」(体験談)	化粧水類
・小ジワ隠し専用ローション	化粧水類
・ほんの少しの使用で若々しい目もとをお約束します。	化粧水類